

文化

沈黙に向き合ふ

沖縄戦聞き取り47年

石原 昌家

(43)

第三次家永教科書裁判の第一審判決をみると前に、裁判の争点を改めて確認しておきたい。家永氏が国に「集団自決」という4文字を事実上の命令によって書かされたことを憲法違反として国を訴えた。家永氏側は国といふ住民の「集団自決」を日本軍の指導・誘導・教唆・強制・命令などによって住民同士が殺し合い・集団死「させられた」行為、「自らの命を絶つた」行為、「すなわち、「殉國死」「自発的死」という

た。

曾野氏の証言

曾野氏は法庭で「できるだけ実証可能である」ということが、第一でございます。それから、推論と断定をやめようということを常に考えておりました。(安仁屋編、前出、191—192頁) 証人が調査取材した結論と国側代理人の問「問17」を強調している。

家永教科書検定第三次訴訟第一審判決(判例時報)に掲載した「判例時報」(1990年2月15日号)

国側の意見に沿う 「間接殺害」の実相認めず

初の「裁判所判断」

認識なので、沖縄戦体験をして得られる自決命令があつたのか、なかつたのかとつ向から対立していた。家永氏側の安仁屋昭説人が「住民に集団自決なるものなかつた」という発言はまさにそれは日本軍による「間接殺害」、すなわち強制・命令などによる集団戦闘の邪魔にならないよう住民が「崇高な犠牲的精神」で「自らの命を絶つた」行為、「すなわち、「殉國死」「自発的死」という

た。この問題は、自決命令が完全に全く出されなかつた。

しかし、国側は「集団自決」というのは、日本軍の戦闘の邪魔にならないよう住民が「崇高な犠牲的

精神」で「自らの命を絶つた」行為、「すなわち、「殉國死」「自発的死」という

た。この問題は、自決命令が完全に全く出されなかつた。

しかし、島人は「私は山下先生がすでに米軍上陸決命令」がすでに米軍上陸決命令が伝えられたという事実である。包(砲)爆撃のなかで「集結命令」を聞いた住民が、いよいよ「来るべきときがきた」と思

て事実であろうが真美ではない証言に驚いた。聞き取

たという証拠もございません。というのは、作家的想像と笑われるかもしませんけれども、あるときどうかの洞窟の中からそれを暗示するものが出てくるかもわかりません。しかし、赤

かの洞窟の中からそれを暗示する者が補つた。(安仁屋編、前出、187頁注)。

89年10月3日、東京地裁は家永教科書検定第三次訴訟の第一審判決を下した。

「さるに、座間味島の集団自決についても、従前は軍の自決命令によるものであつたと受け止められていましたが、最近に至りこれを否

定する証言が現れています。と集団自決の原因や背景については複雑な要素があることがうかがわれるの

ことについて、4証人の証言を退ける

と、裁判所も重視しました。それを裁判所も重視し

た。4証人の証言を退けると、その性格を原告の主張するように、日本軍のために殺された事例と見

つた。次回も家永教科書裁判問題に触れていく。

(次回は7月後半掲載)

曾野氏は法庭で「できるだけ実証可能である」ということが、第一でございます。それから、推論と断定をやめようということを常に考えておりました。(安仁屋編、前出、191—192頁) 証人が調査取材した結論と国側代理人の問「問17」を強調している。

家永教科書検定第三次訴訟第一審判決(判例時報)に掲載される記述についても原告の主張するように、日本軍のために殺された事例と見

つた。次回も家永教科書裁判問題に触れていく。

(次回は7月後半掲載)